２　スタートアップ支援室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事務（中小企業者（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十四項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）若しくは事業を営んでいない個人の新たな事業の創出又は中小企業者の行う事業の成長発展に資する革新的な研究及び開発の促進に係るものに限る。）をつかさどる。

３　スタートアップ支援室に、室長を置く。

４　研究推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事務（革新的情報通信技術開発推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５～10　［略］

（標準化推進官）

第三十八条　通信規格課に、標準化推進官一人を置く。

［削る］

２　［削る］

標準化推進官は、命を受けて、有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術の標準化の推進に関する事務を行う。

［新設］

２　研究推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事務（革新的情報通信技術開発推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３～８　［同上］

（標準化戦略室及び標準化推進官）

第三十八条　通信規格課に、標準化戦略室及び標準化推進官一人を置く。

２　標準化戦略室は、通信規格課の所掌事務のうち、有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。第四項において同じ。）に関する技術上の規格（革新的情報通信技術に係るものに限る。）を定めるための国、独立行政法人、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

３　標準化戦略室に、室長を置く。

４　標準化推進官は、命を受けて、有線電気通信設備及び無線設備に関する技術の標準化の推進に関する事務（標準化戦略室の所掌に属するものを除く。）を行う。

（情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官）

第四十五条　［略］

（情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官）

第四十六条　［略］

（放送コンテンツ海外流通推進室及びアイピーテレビ調整官）

第四十七条　［略］

［削る］

第四十九条　削除

（電気通信経済安全保障室及び調査官）

第五十六条　事業政策課に、電気通信経済安全保障室及び調査官一人を置く。

２　電気通信経済安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関する事務（放送に係るものにあっては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限り、データ通信課、電気通信技術システム課及び安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。）のうち安全保障の確保に関する経済施策に関すること。

（情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官）

第四十四条の二　［同上］

（情報活用支援室及び情報流通適正化推進室並びに新事業支援推進官）

第四十五条　［同上］

（放送コンテンツ海外流通推進室及びアイピーテレビ調整官）

第四十六条　［同上］

（デジタル経済推進室）

第四十七条　地域通信振興課に、デジタル経済推進室を置く。

２　デジタル経済推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域の特性に応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関する事務のうち、高度な施設に係るものに関すること。

二　前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関する事務のうち、高度な施設に係るものに関すること。

３　デジタル経済推進室に、室長を置く。

（技術企画官）

第四十九条　放送技術課に、技術企画官一人を置く。

２　技術企画官は、命を受けて、放送技術課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

（調査官及び市場評価企画官）

第五十六条　事業政策課に、調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。

［新設］